

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017年10月

「一部の商品分類決定の公布・廃止に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 46 号)

税関総署は、2017年9月30日付けで「一部の商品分類決定の公布・廃止に関する公告」を公布した。同公告では、「中華人民共和国税関輸出入貨物商品分類管理規定」(税関総署令第158号)の関連規定に基づき、2017年の商品分類決定(Ⅲ)を公布し、同時に一部の公布済みの商品分類決定(Ⅲ)を廃止することが決定された。また、関連商品分類決定の根拠とする法律、行政法規又はその他の関連規定が変更される場合、当該商品分類決定も同時に失効する。上述の商品分類決定は2017年10月1日から施行されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「保税石油の税関管轄区域間直接供給業務の関連事項の明確化に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 47 号)

税関総署は2017年10月9日付けで「保税石油の税関管轄区域間直接供給業務の関連事項の明確化に関する公告」を公布し、保税石油の税関管轄区域間直接供給業務に対する税関の実質的な監督管理を一層強化し、このような業務を行う企業の業務を規範化させることを決定した。また、同公告は、上述業務の関連事項について具体的な規定を定め、2017年10月9日から施行されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「税関転換による貨物運送業務の規範化に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 48 号)

税関総署は、2017年10月11日付けで「税関転換による貨物運送業務の規範化に関する公告」を公布し、税関転換による貨物運送業務をさらに規範化することを決定した。同公告によると、下記のいずれかの条件に該当する場合、税関は当該税関転換申告を承認することができる。①複合輸送貨物であり、かつスルーB/Lを有し、国内で積み替える必要のある輸出入貨物である場合。②輸入固体廃棄物が一定の条件を満たし、かつ税関の承認を得た場合。③温度、静電、粉塵などの自然要因又はその他の特殊要因による影響を受けやすく、港湾税関監督管理地域で検査を行うことに適さない輸出入貨物であり、かつ一定の条件を満たし、管轄地域の税関(輸入の場合は仕向地の税関、輸出の場合は積出地の税関)の承認を得た場合。④郵便物、速達、一時的輸出入貨物(ATAカルネが適用される貨物を含む)、通過貨物、中国欧州鉄道輸送貨物、市場仕入方式の輸出貨物、越境EC小売輸出入商品、免税品及び外交、駐在機関及び職員の公用物品及び私物品である場合。同公告は2018年1月1日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「ポリアセタール共重合体のアンチダンピング関税措置の実施に係るHSコードの申告要求に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 49 号)

税関総署は2017年10月19日付けで「ポリアセタール共重合体のアンチダンピング関税措置の実施に係るHSコードの申告要求に関する公告」を公布した。國務院関税規則委員会は、2017年10月24日から原産地が韓国、タイ、マレーシアの輸入ポリアセタール

共重合体(HSコード:3907.1010及び3907.1090)に対してアンチダンピング関税の徴収を決定した。また、その課税期間は5年である。このため、商務部は2017年第61号公告を公布し、アンチダンピング関税措置の適用対象となる商品を明確にした。2017年10月24日から、輸入貨物の荷受人が上述のアンチダンピング関税措置の適用対象商品を申告する場合、HSコードに39071010.10及び39071090.10を記入しなければならない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「2-クロロ-4-ニトロアニリンのアンチダンピング関税措置及び相殺関税措置の実施に係るHSコードの申告要求に関する税関総署の公告」(税関総署公告2017年第50号)

税関総署は、2017年10月19日付けで「2-クロロ-4-ニトロアニリンのアンチダンピング関税措置及び相殺関税措置の実施に係るHSコードの申告要求に関する公告」を公布した。中国は、2017年10月20日から原産地がインドの輸入2-クロロ-4-ニトロアニリン(HSコード:2921.4200)に対して保証金を徴収する形で一時的なアンチダンピング関税措置及び相殺関税措置を実施している。このため、商務部は、2017年第56号公告及び第57号公告を公布し、一時的なアンチダンピング関税措置及び相殺関税措置の適用対象となる商品を明確にした。2017年10月20日から、輸入貨物の荷受人が上述の一時的なアンチダンピング関税措置及び相殺関税措置の適用対象商品を申告する場合、HSコードに29214200.20を記入しなければならない。また、国务院関税税則委員会が原産地がインドの輸入2-クロロ-4-ニトロアニリンに対してアンチダンピング関税及び相殺関税の徴収を決定した場合、輸入貨物の荷受人は関税措置の実施期間において上述のアンチダンピング関税措置及び相殺関税措置の適用対象商品を申告する際、HSコードに29214200.20を記入しなければならない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「輸入減税・免税貨物の監督管理期間の調整に関する公告」(税関総署公告2017年第51号)

税関総署は、2017年10月24日付けで「輸入減税・免税貨物の監督管理期間の調整に関する公告」を公布し、輸入減税・免税貨物の監督管理期間の調整を決定した。同公告によると、船舶・航空機の監督管理期間は8年、自動車の監督管理期間は6年、その他の貨物は3年である。監督管理期間は、貨物の輸入許可日から起算する。同公告はその公布日から施行されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「『税関監督管理作業エリアの設置基準』の公布に関する公告」(税関総署公告2017年第52号)

税関総署は、2017年10月30日付けで「『税関監督管理作業エリアの設置基準』の公布に関する公告」を公布した。税関総署は「中華人民共和国税関監督管理区域管理暫定弁法」(税関総署令第232号)の関連規定に基づき、「税関監督管理作業エリアの設置基準」を制定した。同基準によると、海運・内陸水路輸送類、空運、鉄道輸送類、道路輸送類、速達類、貯蔵タンク類の税関監督管理作業エリア及び輸入エネルギーのクロスボーダー輸送パイプの国内計測センターを経営する企業は、「中華人民共和国税関監督管理区域管理暫定弁法」及び税関総署が公布した2017年第37号公告における行政許可事項の関連規定に基づき、行政許可手続を行わなければならない。同公告は2017年11月1日から施行されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「ガンビア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国の97%の税目の商品に対する関税ゼロの優遇措置付与に関する国务院関税税則委員会の通知」(税委会[2017]22号)

国务院関税税則委員会は2017年10月27日付けで「ガンビア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国の97%の税目の商品に対する関税ゼロの優遇措置付与に関する通知」を公布し、2017年12月1日から原産地がガンビア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国の97%の税目の商品に対して、後発発展途上国に対する関税ゼロ優遇措置(LDC特恵措置)を与えると決定した。また、上述の関税ゼロ優遇措置の適用対象となる商品リストは「2017年の関税調整案に関する国务院関税税則委員会の通知」(税委会[2016]31号)の付表5をご参照願いたい。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「『出入国検査検査機関が検査検査を実施する輸出入商品目録』の調整に関する国家質量監督検査検疫総局及び税関総署の公告」(質検総局、税関総署公告2017年第93号)

国家質量監督検査検疫総局及び税関総署は、2017年10月31日付けで「『出入国検査検査機関が検査検査を実施する輸出入商品目録』の調整に関する公告」を公布し、「出入国検査検査機関が検査検査を実施する輸出入商品目録」を調整した。同公告では、工業製品に係る158品目のHSコードの税関監督管理条件「A」並びにタバコに係る4品目のHSコードの税関監督管理条件「A」を取り消

し、上述の品目に対して入国検査検疫監督管理を実施せず、出国検査検疫監督管理のみを実施することを示した。上述の調整は2017年11月1日から施行されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「パキスタンへの輸出タイルの原産地証明書の発行作業に関する国家質量監督検疫総局の公告」(質検総局公告 2017 年第 87 号)

国家質量監督検疫総局は、2017年10月26日付けで「パキスタンへの輸出タイルの原産地証明書の発行作業に関する公告」を公布した。同公告によると、公告の公布日から、既に国家質量監督検疫総局に承諾書を提出したタイルメーカー及び輸出企業(以下「リスト内企業」)は、その承諾書に基づき出入国検査検疫機関に原産地証明書の発行申請を行わなければならない。また、同一ロットの輸出タイルに係るメーカー及び輸出企業はすべてリスト内企業に属する。リスト内企業がその承諾書に違反する場合、出入国検査検疫機関は、そのパキスタンへの輸出タイルの原産地証明書の発行申請を受理せず、出入国検査検疫信用管理の関連規定に基づいて該当企業の信用格付を引き下げる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「輸入木材の数量検査要求の取消に関する国家質量監督検疫総局の公告」(質検総局公告 2017 年第 92 号)

国家質量監督検疫総局は、2017年10月30日付けで「輸入木材の数量検査要求の取消に関する公告」を公布し、輸入木材製品の数量検査要求を取り消し、今後、検査検疫部門は輸入木材の数量検査を行わない。同公告はその公布日から施行されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

商務部が「2018年リン鉱石の輸出割当申告条件・手続及び割当原則」を公布(商務部公告 2017 年第 64 号)

商務部は、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」及び「貨物輸出許可証管理弁法」の関連規定に基づき、2017年10月23日付けで「2018年リン鉱石の輸出割当申告条件・手続及び割当原則」を公布した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

商務部が 2018 年の工業製品及び農産品の輸出割当総量を公布(商務部公告 2017 年第 68 号)

商務部は、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」及び関連規定に基づき、2017年10月30日付けで2018年の工業製品及び農産品の輸出割当総量を公布した。それに続き、商務部は、2017年11月1日から11月15日まで輸出割当量(入札により割り当てられた輸出割当量を除く)の申請を受け付けた。関連要件に該当する割当申請者は、関連規定に基づき各省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵団の商務主管部門又は商務部に申請を提出することができる。入札により割り当てられたカンゾウ及びカンゾウ製品、サンカクイ及びサンカクイ製品などの商品の輸出割当申請条件・手続は別途公布される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

商務部が「2018年の化学肥料の輸入関税割当総量、割当原則及び関連手続」を公布(商務部公告 2017 年第 69 号)

商務部は、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」及び「化学肥料関税割当管理暫定弁法」に基づき、2017年10月30日付けで「2018年の化学肥料の輸入関税割当総量、割当原則及び関連手続」を公布した。同公告では、2018年における化学肥料の輸入関税割当総量は1,365万トン(このうち、尿素が330万トン、リン酸二アンモニウムが690万トン、複合肥料が345万トン)であると規定されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「輸入医薬品の登録管理関連事項の調整に関する国家食品薬品監督管理総局の取決め」(国家食品薬品監督管理総局令第 35 号)

国家食品薬品監督管理総局は、2017年10月10日付けで「輸入医薬品の登録管理関連事項の調整に関する国家食品薬品監督管理総局の取決め」を公布した。同取決めは2017年6月20日に国家食品薬品監督管理総局局務会議で審議され、可決された。同取決めは、輸入医薬品臨床試験申請又は輸入医薬品販売申請が提出された化学医薬品及び治療用生物学的製剤の新薬に対して国外

製薬会社の所在国・地域の販売許可取得要件を取り消し、関連申請者は中国で医薬品の国際多施設共同臨床試験の終了後に直接、医薬品の登録販売申請を提出できることなど、様々な面で輸入医薬品の登録管理を簡素化している。同公告はその公布日から施行されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

地方税関政策の最新動向

「税関符号の増設及び変更に関する泉州税関の公告」

泉州税関は、2017年10月30日付けで「税関符号の増設及び変更に関する公告」を公布し、「税関符号の増設及び変更の同意に関する監管司の返答」(監管函(2017)346号)に基づき、2017年10月30日から税関符号「3726」を正式に使用し、税関符号「3718」を変更した。税関符号「3726」は「泉州税関駐晋江弁事処陸地港監管科」を表し、「泉陸地港」と略称する。変更後の税関符号「3718」は「泉州総合保税區」であり、「泉総保区」と略称する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

深セン税関が「オンラインショッピング保税モデル下の越境 EC 小売輸入業務の展開に関する公告」を公布(深セン税関 2017 年第 4 号)

深セン税関は、オンラインショッピング保税モデル下の越境 EC 小売輸入商品の監督管理業務を規範化し、越境 EC の健全で秩序ある発展を促進するため、「中華人民共和國税関法」及び関連法規規定、「越境 EC 小売輸入に係る税収政策に関する財政部・税関総署・国家税務総局の通達」(財関税(2016)18号)及び「越境 EC 小売輸出入商品の監督管理関連事項に関する税関総署の公告」(税関総署公告 2016 年 26 号)の関連規定に基づき、2017年10月18日付けで「オンラインショッピング保税モデル下の越境 EC 小売輸入業務の展開に関する公告」を公布した。同公告は、オンラインショッピング保税モデル下の輸入業務に取り組む地域及び企業に対する監督管理のための規定を定めている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

中華人民共和國昆明税関公告(昆明税関 2017 年第 2 号、第 3 号、第 4 号)

昆明税関は、2017年10月23日付けで昆明税関 2017 年第 2 号、第 3 号、第 4 号公告を公布した。第 2 号公告は、雲南省税関特殊監督管理区域、保税物流センターの企業による保税貨物流通の「区内自発的輸送」作業モデルの展開に関連する事項を規定した。第 3 号公告は、雲南省税関特殊監督管理区域、保税監督管理エリアの出入国(区域)貨物のゲート通過のインテリジェント化管理の関連事項を規定した。第 4 号公告は、国外貨物の雲南省税関特殊監督管理区域及び保税監督管理エリアに「搬入後通関申告」作業モデルを採用することに関連する事項を規定した。上述の公告は公布日より施行されている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)